

## 【解説】

# 消費生活用製品安全法の改正ポイント

弁護士  
伊藤 崇（いとう・たかし）

## 法改正が必要となった 背景事情

近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を直接販売する機会が増大している。日常生活で用いられる製品の安全を規律する主な法律は消費生活用製品安全法だが、この法律による従来の規律では、海外からの製品流入においては国内輸入業者が製品の安全性に責任を持つべきこととなっていた。しかしながら、海外事業者からの直接購入事例では国内輸入業者が存在しないため、製品の安全性に責任を持つ者が国内に存在せず、PSマーク制度等（※1）の消費生活用製品安全法所定の諸規制の実効性が失われてしまふという課題が顕在化してきた。

個別解決が図られたが、安全性が確認できない玩具等の子供用製品についての販売規制がないという一般的な課題は残されたままであった。そのような事態に対応するために、令和6年6月26日、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律が公布された。

## 法改正の内容

法改正の主な内容は、インターネット取引の拡大への対応及び玩具等の子供用製品の安全確保への対応であり、具体的には以下の通りである。

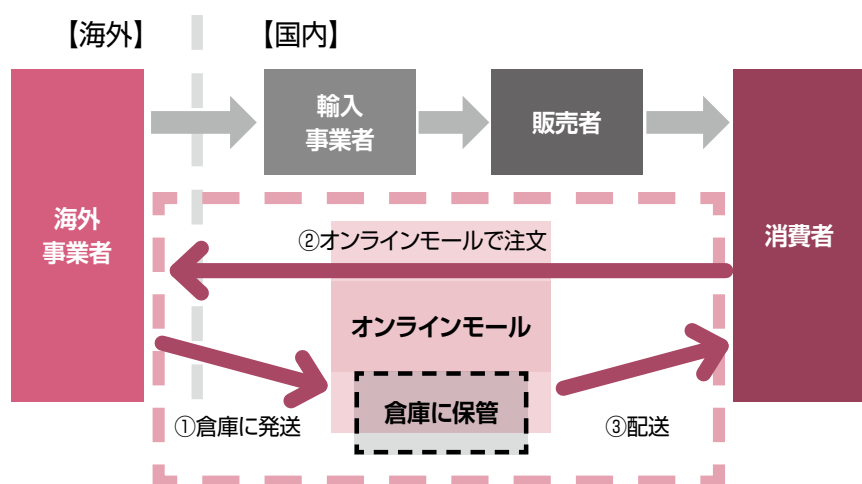
### 1 「国内管理人」の設置

改正法では、特定製品の輸入事業を行う海外事業者（特定輸入事業者）について国内に責任者（「国内管理人」）を置くことを義務付け、その国内管理人に製品事故発生・被害拡大防止のための必要な措置をとらせることとした。

### 2 「取引デジタルプラットフォーム提供者」の協力義務

改正法では、オンラインモールを運営

## 近年のインターネット取引の拡大に伴う流通経路の変化



## オンラインモールを通じた海外事業者による新たなビジネス形態

経済産業省 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の概要（令和6年法律第67）より引用

することができない場合には、当該オンラインモールを運営する者に対して当該製品の出品削除などを要請できることとした。

### 3 実効性確保のための諸制度の導入

従来から特定製品の輸入・製造・販売には事前に事業者の氏名住所等の届出が必要であったが、改正法ではその届出事項の一部を公表する制度を創設した。国内管理人の氏名住所等もその公表対象に含まれている。

また、法令等違反行為者について、その氏名・名称等を公表する制度も創設した。

### 4 「子供用特定製品」制度の導入

改正法では、子供の生活の用に供される製品のうち一定のものを前掲のPSマーク制度の対象となる特定製品として規制対象とした（「子供用特定製品」）。更に子供用特定製品独自の規制として使用年齢基準適合義務・対象年齢や使用上の注意等の所定の警告表示義務を課すこととした。

ただし、子供用特定製品については中古品も多く流通している実態を踏まえ、一定の要件の下で、中古品については所定の表示がなくとも販売可能とする特例が講じられている。

## 今後の課題

本改正法では衆議院・参議院とも付帯決議が付されており、今後の検討

事項・課題が指摘されている。そのうち、特に重要と思われる点は以下の通りである。

### 1 「国内管理人」の基準がどのようなになるか

国内管理人の選任義務付けは本改正の要であるが、国内管理人が具備すべき基準は別途定められることとされた。制度の形骸化を防ぐためには国内管理人が人的・経済的能力を備えた実質的な主体である必要があると思われる。国内管理人が具備すべき基準の内容は極めて注目される（※2）。

### 2 取引デジタルプラットフォーム提供者との協力、各種公表制度の実効性

上記の通り、国内管理人の選任義務付けは重要な意味を持つ。ただ、本改正以前から同種の規制は会社法に存在したが、これを遵守しないことについて何のペナルティもないことから同条は事実上形骸化しているというのが実態であった。そのような事態の再発を防ぐためにも、取引デジタルプラットフォーム提供者との協力、届出事項の公表、法令等違反行為者の公表という改正法の諸制度が実効性を伴う形で運用されることが強く望まれる。

この点、取引デジタルプラットフォーム提供者との協力に関しては、2023年6月より国内主要事業者（2024年9月現在8社）と関連官庁との間では自主的な協力的体制が整備されている（製品安全誓約）。問題はこの8事業者以外の取引デジタルプラットフォーム

ム提供者への働きかけが実効的になしうるかどうかであり、特に、取引デジタルプラットフォーム提供者自体が海外事業者であった場合の実効性確保は大きな課題となる。

### 3 子供用特定製品の政令指定、その技術基準の内容がどのようなになるか

どのような製品が子供用特定製品となるか、その製品が満たすべき技術基準や使用年齢基準の内容は別途定められることとされている。玩具について、従前日本には一般社団法人日本玩具協会の定めるST基準などの任意基準があり、またISO8124-1等の国際基準も存在することから、それらとの整合性、役割分担が問題となりうる点である。

### 4 規制対象外となる製品・取引による被害事例が今後どうなるか

今回の規制はPSマーク制度の対象となる特定製品・子供用特定製品についてのみ及ぶものであり、それ以外の製品については従前通りの対応しかなしえない。また、消費生活用製品安全法は事業者を規制対象としており、個人が規制対象となることは典型例としては想定されていない。

このように、今回の法改正は製品・取引の全てを網羅するものではないため、規制対象外となった製品・取引についてどのように対応するかは残された課題となる。

※1 特定製品と呼ばれる一定範囲の製品について、一定の安全上の技術基準を確保することを求め、これを満たした製品でなければ輸入・製造・販売できないこととし、販売後にも必要に応じて製品回収などの措置を求めることなどを内容とする制度の総称。

※2 現在、消費経済審議会製品安全部会で議論中であるが、2024年8月27日時点では「日本国内に住所を有すること」「日本語での意思疎通が容易にできること」「関係法令の規定を遵守するものであること」「消費生活用製品安全法の規定により主務大臣が行う処分の通知等を受領する権限を付与されていることのほか、必要な事項を定めた関係にあること」という例示がなされている。